

(改定版)「福島県地産地消推進プログラム」

～地域経済循環の活性化へ～

検討フレーム(案)

1 検討の趣旨

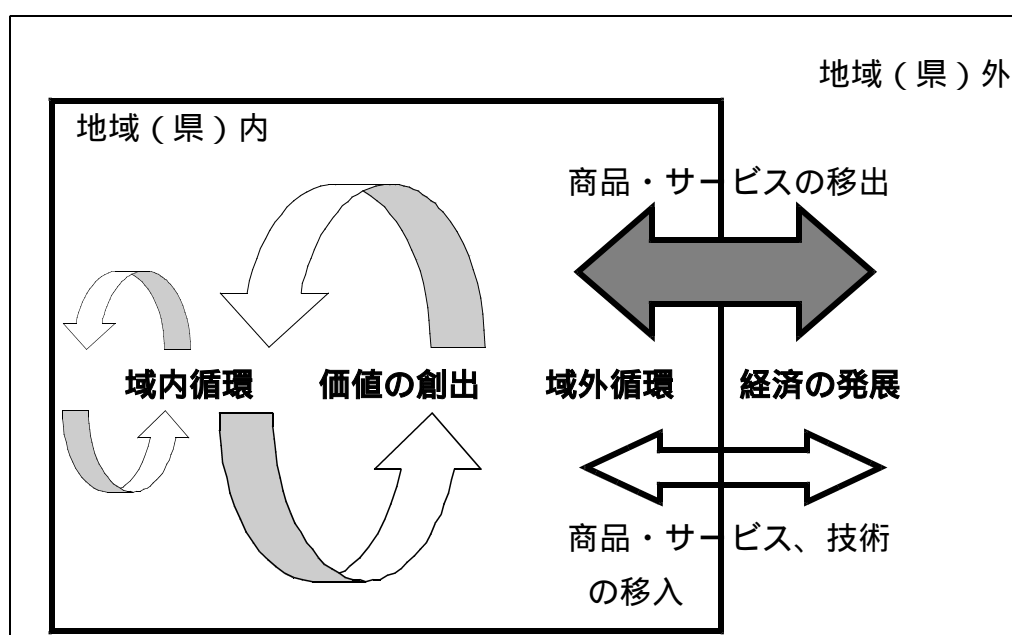
これまで本県は、「結」の精神を基調として「地元のを地元で消費・利用すること」をあらゆる分野で展開することにより、産業の振興や地域の活性化を促進する地産地消運動に取組み、市町村や民間の取組の活性化や地域内での消費の拡大など、成果が現れてきたところである。

その成果をふまえて、今後は、地域経済の循環というより大きな視点から、「地産地消」を経済・経営の上で成り立ち、本県産業の独自性・特長となるまでに高めるような内容にまで踏み込む施策とすることで、本県地域経済を新たな発展へ導こうとするものである。

2 概念の定義

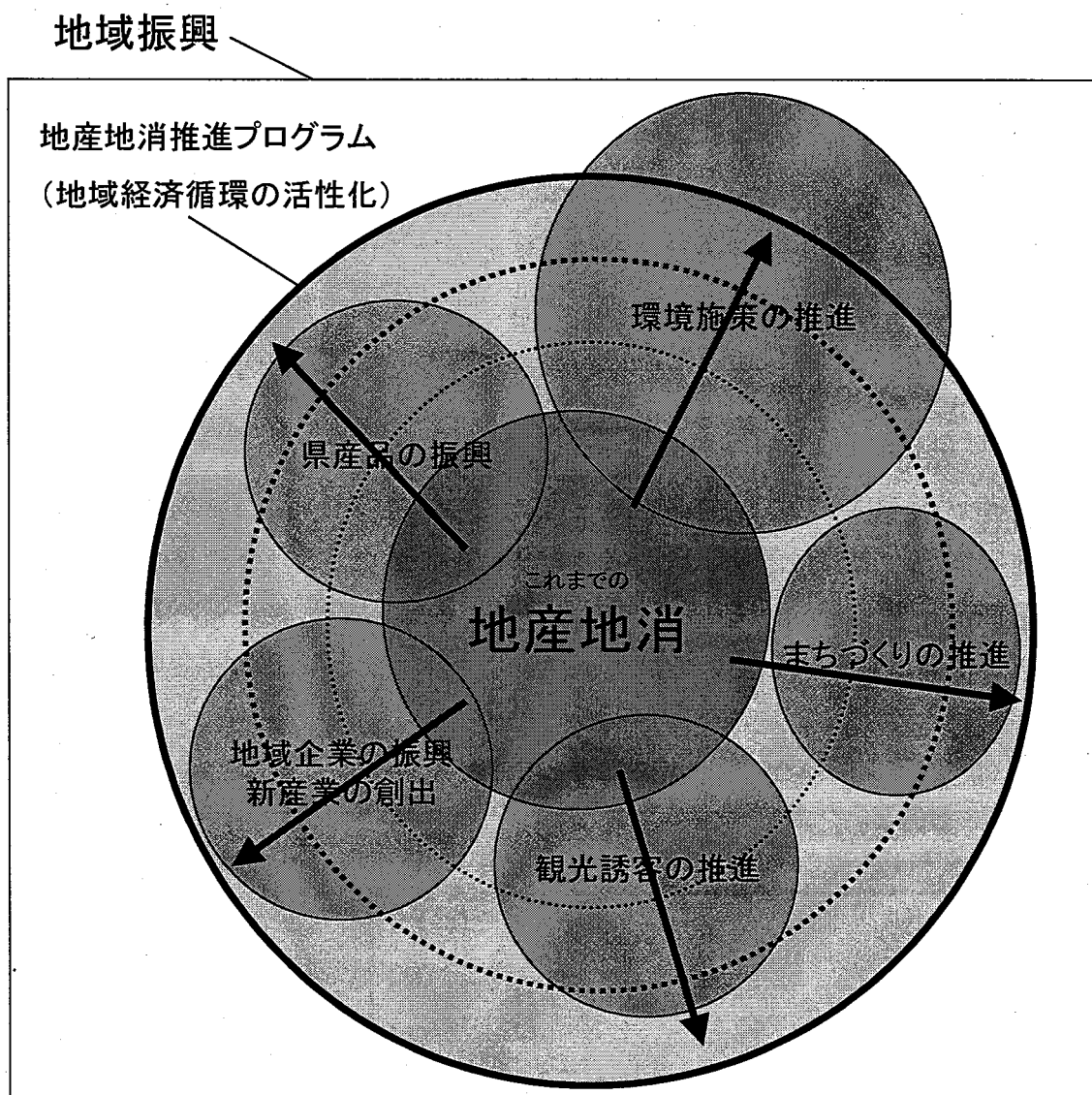
「地域経済の循環」とは、域内循環が活性化していくことで、域内資源を利用した商品・サービスが価値を高めていくあるいは新たな価値を創出していく、域外に向けて移出していく域外循環につながり、域内経済の発展に結びつくこと。

域内循環と域外循環



「地域経済循環の活性化」は、本県がこれまで取り組んできた「地産地消」に加えて、県産品振興・産業振興、観光振興、商業振興及び環境施策等を包含しようとする、発展性のある概念として考える。

地域経済循環活性化の概念関係図



地域経済循環の活性化：

域内循環、域外循環によって、本県地域のあらゆる「資源」が人と人とのつながりによって有機的に循環することにより、本県独自の競争力ある「財・サービス」が創造され、本県地域経済が自立的に拡大再生産していくこと、ひいては持続可能な生活圏が構築されること。

資源：農林水産物・地場産品、人材・知識・技術・ノウハウ、資金・金融、文化・歴史、自然・景観、施設、天然資源・エネルギーなど住民生活を支える

要素

域内循環： 地域住民の消費活動が自地域内で行われることにより、その所得が地域内に十分に還元されること

域外循環： 域内資源を活用して新たな価値を創出することにより、地域外の住民の消費活動をも取り込むこと

「地域」の定義については、経済分析の上では、通勤・買い物など住民の日常の経済活動による「都市圏」とするが、実際の行政施策を講じる上では、行政区分としての都道府県単位、 県内振興局単位、 市町村単位などの地域区分を用いる。

3 基本的な考え方

(1) 本県が目指す地域経済の姿

20世紀の社会が追求してきた効率性優先主義や開発至上主義によって行き着いた、「強者の論理」から脱却し、一人ひとりが幸せを実感できる「共生の論理」に導かれた社会が実現することを根底に置き、自律的で持続可能な、人間生活の場としての「生活圏」を創造することに向かって、それを支える循環型地域経済システムを地域社会や地域の人々が中心となって構築し運営することを目指すものである。

(2) 推進にあたっての視点

地域経済の循環を活性化させるためには、県民一人ひとりが地域の資源に愛着を持つことにより地域経営の気運を醸成し、県内経済の産業連関を緊密化しながら、競争力のある県内産業を育成するための経済構造改革を進め、総需要及び県内総生産を拡大し、県民所得の増大と雇用の確保を図っていくという視点が求められる。

地域経営・地域貢献

これまでの地産地消推進運動を基本とし、県内のあらゆる「資源」についての理解を深め、愛着を持つとともに、消費者、生産者、企業、行政など個々の経済主体の行動が地域のマクロ経済においてどう作用するかについて認識を深める。各経済主体は、地域経営の主人公であり、地域貢献が求められる。

域内産業連関の緊密化

県内の各経済主体どうしがお互いの利益を高め合う方向で連携し合うことに

より、仕入れ、生産、販売、研究開発等において「資源」の循環が効果的に行われ、県内の産業連関が高められる必要があることから、新たな「資源」の発掘、それを利用した高付加価値の製品の研究開発、製造など地域経済の好循環を確保する上で欠けている機能の充実を図る。

開かれた地域経済

県内産業を過度に保護するのではなく、むしろ、消費者から厳しく評価を受けることにより、県外においてもブランド力のある商品開発につながるなど、県内経済の発展へ導く好循環を目指して、県内においても県外に向けても開放的で競争力のある地域経済に構造改革を展開していく。

4 方向性 ～地域経済循環の活性化へ～

このような基本的な考え方のもと、「地産地消推進プログラム」に地域経済循環の活性化の視点を取り込み、関連諸施策を包括したものとしてレベルアップする。

(1) 地域資源の循環

地域の有する資源を見直し、活用するとともに、新たな価値を創造する。

(2) 自立できる地域産業

域内循環により創造された価値を域外にも循環し、地域産業の自立を図る。

(3) 生活・文化の場としてのまちづくり

生活の場、文化の場として地域をとらえ、人間サイズのまちづくりを行う。

(4) 自然環境との好循環

地域経済は自然環境の上に成り立つとの認識の下、両者の好循環を図る。

(5) 地域による自律的な地域経営

市場経済と生活・文化を住民が主導してバランスを保つ地域経営を目指す。

「福島県地産地消推進プログラム」のレベルアップ

【地域経済循環の理念】

(改定版)
「福島県地産地消
推進プログラム」
～地域経済循環
の活性化へ～

(目指すべき地域経済の姿)
「共生の論理に
基づく、自律的で
持続可能な生活圏」
を支える「地域主導の
循環型地域経済」

【視点】

地域経営・地域貢献

域内産業連関の緊密化

開かれた地域経済

【方向性】

地域資源
の循環

自立できる
地域産業

生活・文化の場
としてのまちづくり

自然環境との
好循環

地域による自律的な
地域経営

【関係施策】

「地産地消の推進」
農林水産物等の地産地消
県産加工品等の地産地消
交流施設等の利用促進

関連施策
の取込

「県産品の振興」
県産品振興アクションプログラム
「中小企業の育成」
「新産業の創出」 地域ビジネス
「観光産業の振興」
「商業まちづくり推進条例」(仮称)
特定小売商業施設の地域貢献活動
「都市計画」「土地利用計画」

県の基本施策

「循環型社会形成の推進」
「分権型社会の構築」
「超学際的取組」
「文化の振興」等